

滋賀県立大学図書情報センター利用規程

平成 7 年 10 月 3 日滋賀県立大学規程第 33 - 2 号

(趣旨)

第 1 条 この利用規程は、滋賀県立大学図書情報センター規程(以下「規程」という。)第 7 条に基づき、図書情報センター(以下「センター」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利 用)

第 2 条 センターの利用は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1) 図書および学術雑誌等(以下「図書等」という。)の利用

(2) 教育および研究に関連する電子情報メディアの利用

(3) その他センター内の施設の利用

(学生証等の携行)

第 3 条 センターを利用するときは、次に掲げる証明書類を常に携行しなければならない。

(1) 滋賀県立大学および滋賀県立大学看護短期大学部(以下「県立大学」という。)の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生および研修員を含む。)にあっては、学生証

(2) 県立大学の教職員(非常勤の教職員を含む。)にあっては、教職員証

(3) その他の者にあっては、利用者カード

(図書等の利用)

第 4 条 図書等の利用は、次のとおりとする。

(1) 閲覧

(2) 貸出し

(3) 複写

(4) 参考調査

(5) 相互利用

(電子情報メディアの利用)

第 5 条 電子情報メディアの利用は、次のとおりとする。ただし、電子情報メディアによっては利用を制約されることがある。

(1) 閲覧

(2) 貸出し

(3) 複写

(4) 印刷

(5) 発信

(6) 格納

(7) 相互利用

(施設の利用)

第 6 条 センター内で利用できる施設は、次のとおりとする。

(1) センター本館（以下「本館」という。）

- ア 閲覧席（各種の利用者コーナーを含む。）
- イ 閲覧室等（グループ閲覧室、個人閲覧席、教員閲覧室）
- ウ 開架書庫
- エ 移動書庫
- オ 貴重資料室
- カ 情報処理演習室
- キ LL 教室
- ク AV スタジオ
- ケ CAI 教室
- コ 会議室

(2) センター看護短期大学部分館（以下「分館」という。）

- ア 閲覧室（ロビー、AV コーナーを含む。）
- イ 書庫
- ウ 共同研究室
- エ 学習室
- オ 情報処理室

(3) その他図書情報センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた施設

2 前項に定める施設の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食および喫煙をしないこと。
- (3) 図書等および電子情報メディアならびに施設を汚損、損傷しないこと。
- (4) その他利用者に迷惑を及ぼす行為または他人のプライバシーを侵害する行為をしないこと。

（平 11・一部改正）

（損害賠償）

第 7 条 利用者が、故意または過失により、図書等、電子情報メディアまたは施設を損傷し、または紛失したときは、原状に回復し、またはその損害に相当する費用を賠償しなければならない。ただし、センター長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

（利用制限または停止）

第 8 条 センター長は、この利用規程に著しく違反した利用者に対し、センターの利用を制限し、または一定の期間その利用を停止することができる。

（委 任）

第 9 条 この利用規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、図書情報センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 10 月 3 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 11 年 4 月 6 日から施行する。